



## 「江南市市民自治による まちづくり基本条例」で 何が変わるの？

基本条例は、あくまでもまちづくりにおいて、「みんなで確認し、みんなで共有する」基本的な事項を述べており、条例ができたからといって、すぐに私たちの暮らしが変わることはありません。時間はかかるかもしれませんが、次のような変化が期待されます。

### 協働型まちづくり

公共サービスの受け手であり、担い手である市民・事業者などと市が強い協働関係を築き、市役所主導型から、協働型のまちづくりへ移行する。

### 地域の自治力

区・町内会が、地域住民の

自主的な参加の下に、地域課題の解決を図るなど、まちづくりを推進することにより、地域の自治力が向上する（地域の自治力と強い絆は、いざというときのセーフティネットにもなります）。

### 市民満足度

市民の皆さんが、まちづくりや市政に主体的に参加することで、市民満足度の高いまちづくりを展開できる。

### 市政運営

市民、市議会、市役所の3者が、それぞれの役割と責務を理解し合い、共に考え、行動することにより、市民の皆さんの意向を適切に反映した市政運営が実現する。

基本条例はルールです。スポーツの野球に例えるならば、ルールがあっても、全員ベンチに入ったままでは、ゲームは始まりません。それぞれの立場（ポジション）で、情報を全員で共有し、責任を持ってプレイする。まちづくり基本条例ができて、一人ひとりが動かなければ何も変わらないのです。

問合せ 地域協働課（内線3

23）